

# 保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに見直され、平成30・31年度の保険料率を改定しています。  
 ※保険料額の決定通知書は、7月中旬にお送りする予定です。



平成30年度は保険料率が引き下げられ、年間保険料の上限額が引き上げられました。また保険料の軽減対象が拡大され、軽減特例を一部変更しています。

## ■平成30年度保険料の計算方法■

保険料は、被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」との合計金額が保険料となります。

$$\text{年間保険料 (上限62万円)} = \text{均等割 (1人当たり4万7,000円)} + \text{所得割 (平成29年中の総所得金額 - 33万円) \times 9.06\%}$$

## ■保険料の軽減■

所得や世帯の状況に応じて、保険料は軽減されます。詳細はお問い合わせください。

### 【均等割（4万7,000円）の軽減】

軽減割合	世帯の総所得金額	軽減後の均等割
9割軽減	33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下。さらにその他の所得がない場合	4,700円
8.5割軽減	33万円以下の場合	7,050円
5割軽減	33万円+ (27.5万円×世帯の被保険者数) 以下の場合	2万3,500円
2割軽減	33万円+ (50万円×世帯の被保険者数) 以下の場合	3万7,600円

※実際の保険料額は端数処理を行ったあとの金額となります。

## ■保険料の納付方法■

年金の年額が18万円以上の人は、年金から天引きされます。  
 年額18万円未満の人や介護保険料と併せた保険料が年金受給額の2分の1を超える人は、納付書や口座振替等によって納めます。

## ■「保険証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新■

後期高齢者医療の保険証は毎年8月に更新されます。新しい保険証は7月10日頃に送付する予定です。  
 また、限度額適用・標準負担額減額認定証の発行を受けている人で引き続き該当となる人には、新しい認定証を7月下旬に送付する予定です。

☎健康保険課国保・年金係 ☎28271 (市役所1階)

### 【所得割の軽減の廃止】

これまで総所得金額等（総所得金額の合計から33万円を引いた額）が58万円以下の人は、保険料の所得割が2割軽減されていましたが、今年度から廃止され、軽減がなくなります。

### 【職場の保険の

#### 被扶養者だった人の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった人は、保険料の均等割がこれまでの7割軽減から5割軽減に変更されます。また、所得割も課されません。

※国保・国保組合に加入していた人は該当しません。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度を安定的に維持することで被保険者が安心して医療を受けることができるようにするものです。皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

# 市県民税額が決まりました

平成29年中の所得に基づき、平成30年度の市県民税（住民税）が決定しました。

## 市県民税を納める人（納税義務者）

平成29年中の所得が一定以上ある人で、平成30年1月1日に下記の要件に該当する人が対象となります。

- ▶市内に居住する人  
均等割+所得割を納付  
※6月中旬に「納税通知書・納付書」をお送りしますので、納付してください。
- ▶市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人  
均等割を納付  
※9月中旬に「納税通知書・納付書」をお送りしますので、納付してください。

## 納付の方法

市県民税は以下の方法で、各個人ごとの納付となります。

- ▶普通徴収（個人納付） 地方税法319条  
自営業など事業によって所得が生じる事業所得者や給与・年金から特別徴収が出来ない人は、市から送られてきた納付書によって年4回に分けて本人が直接納めます。

第1期 納期限	第2期 納期限	第3期 納期限	第4期 納期限
7月2日(月)	10月1日(月)	11月30日(金)	平成31年1月31日(木)

納付書での納付はコンビニエンスストア、銀行等金融機関や市役所、各振興局・振興センターの窓口で納付できます。

**納付忘れなどが無い、簡単・便利な口座振替を是非ご利用ください。**  
 申込みは各金融機関・郵便局の窓口で行っています。

- ▶給与からの特別徴収 地方税法321条の3第1項  
給与所得者の場合、会社などの給与の支払者が6月から翌年5月までの各月の給与から差し引いて納めます。特別徴収に係る税額決定通知書は、給与支払者を経由して既に送付しています。
- ▶公的年金からの特別徴収 地方税法321条の7の2第1項  
公的年金などの所得に対する税額を各年金支給時（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）に公的年金の支払額から差し引いて納めます。  
 なお、公的年金以外の所得がある場合、その所得に対する税額を公的年金から差し引かず、給与からの特別徴収及び普通徴収の方法で納めることがありますが、**新たな税負担、二重課税が生じるものではありません。**

## 所得証明書等の証明書発行開始日

6月15日(金)から平成30年度（平成29年中所得）所得証明書・所得課税証明書が発行可能（給与からの特別徴収のみの方は、既に発行可能）になります。ただし、所得が確定していない場合は、証明書の発行ができません。この場合は、所得を確定する必要があります。

☎市県民税に関する問い合わせ  
 税務課市民税係 ☎28396 (市役所1階)  
 ・納税に関する問い合わせ  
 税務課納税係 ☎28205 (市役所1階)